

掛川市告示第110号

掛川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成18年掛川市告示第76号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月16日

掛川市長 松 井 三 郎

第2の(1)中「学校教育法（昭和22年法律第26号）」の次に「第4条第1項第3号の規定」を加え、「静岡県知事」を「都道府県知事」に、「市内の私立幼稚園」を「私立の幼稚園」に改め、第2中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、第2の(7)中「保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯、市民税の所得割が非課税となる世帯又は」及び「のいずれかの世帯」を削り、第2の(7)を第2の(8)とし、第2の(6)を第2の(7)とし、第2の(5)中「別表の左欄に掲げる世帯のうち、保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯」を「非課税世帯」に改め、第2の(5)を第2の(6)とし、第2の(4)の次に次のように加える。

- (5) この要綱において「非課税世帯」とは、別表の左欄に掲げる世帯のうち、保育料等を納入すべき年度における市民税が非課税となる世帯又は市民税の所得割が非課税となる世帯のいずれかの世帯（生活保護法による被保護世帯を除く。）をいう。

第3の表を次のように改める。

世帯の区分		補助額		
被保護世帯等		納入額又は308,000円のいずれか少ない額		
非課税世帯（母子世帯等を除く。）		当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長の園児については、基準額		
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額		
低所得世帯	2人以上の特定被監護者等を有する世帯	当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長の園児については、基準額		
		当該世帯に属する特定被監護者等のうち、次年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額		
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額		
	母子世帯等（被保護世帯等を除く。）	当該世帯に属する特定被監護者等のうち、最年長の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額から36,000円を控除した額		
		その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額		
被保護世帯等、非課税世帯及び低所得世帯以外の世帯	低学年児を有する世帯	1人の低学年児を有する世帯	最年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額	
				最年長以外の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額
			2人以上の低学年児を有する世帯	納入額又は308,000円のいずれか少ない額
	低学年児を有しない世帯	1人の園児を有する世帯		基準額
		2人以上の園児を有する世帯		最年長の園児については、基準額
				次年長の園児については、基準額に、納入額から基準額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を加えた額
				その他の園児については、納入額又は308,000円のいずれか少ない額

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。